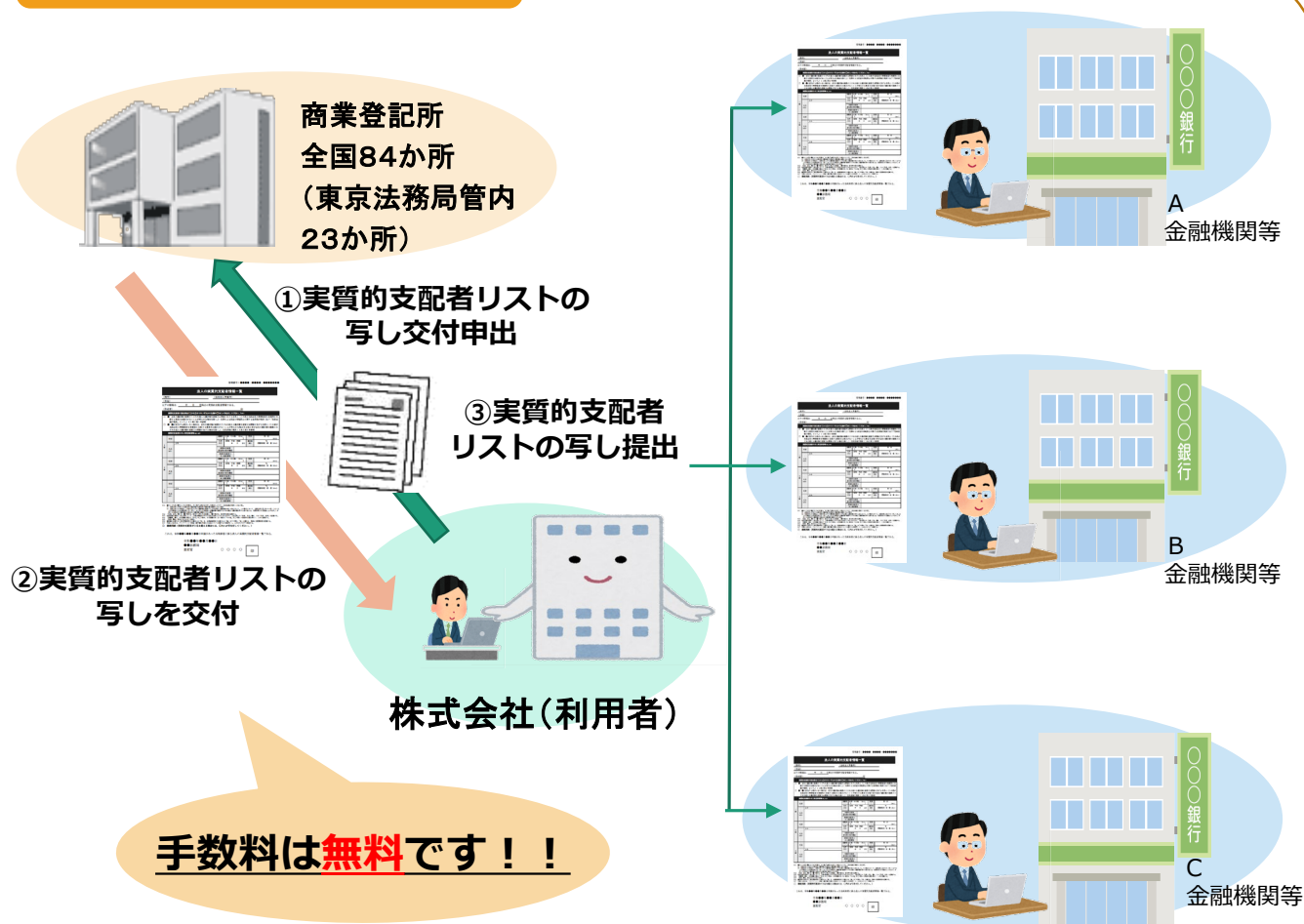


実質的支配者リスト制度が始まります！

株式会社の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト（※）について、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度が始まります。この制度は無料で利用できます。

（※）実質的支配者リストとは、実質的支配者（Beneficial Owner。「BO」ともいいます。）について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

制度の概要



登記官による確認に裏付けられた実質的支配者リストの
写しを交付します。

一定の場合について、写しの再交付の申出もできます。

令和4年1月31日開始

実質的支配者リスト制度の対象

利用することができる法人

株式会社及び特例有限会社が申出をすることができます。

申出の対象となる実質的支配者

以下の①から④までの実質的支配者該当事由（犯収規則（※）第11条第2項）のうち、**①及び②（同項第1号）のみが本制度の対象**となりますので、ご注意ください。

本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

① 当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

② 当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

出資，融資，取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる

YES

③ 当該自然人（対象外） （同項第2号）

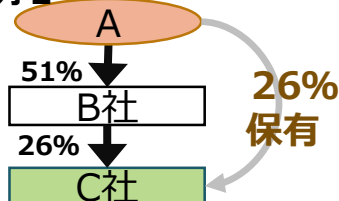
NO

④ 法人を代表し，業務を執行する
自然人（対象外）
（同項第4号）

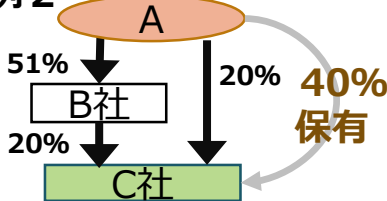
※ 国，地方公共団体，上場会社等は，自然人とみなされます（同条第4項）。

【参考】間接保有の例

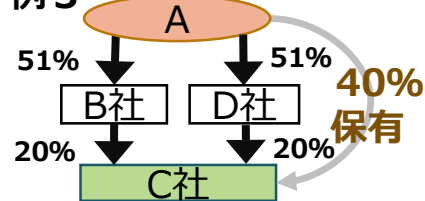
例1



例2



例3



※ 犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）

実質的支配者リスト制度の手続の流れ

実質的支配者リストの保管及び写しの交付の流れ

① 申出（会社の代表者又は代理人）

①-1 実質的支配者リストの作成

実質的支配者リスト → P5 参照 を作成します。

①-2 申出書の作成

申出書 → P4 参照 を作成します。

①-3 添付書面を用意

添付書面 → P7 参照 を用意します。

①-4 申出書の提出

申出する会社の本店所在地を管轄する法務局 → P10参照 に提出してください。

※ 手数料無料，郵送による申出も可能です。

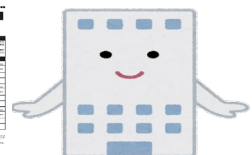
② 登記所での保管・交付

②-1 登記官による確認，リストの保管

登記官が申出内容を確認し，実質的支配者リストを登記所に保管します。

②-2 実質的支配者リストの写しの交付

実質的支配者リストの写しを交付します。



申出書（みほん）

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

（補完年月日 令和 年 月 日）

申 出 年 月 日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	0000-00-000000		
商 号	第一電気機器株式会社		
本 店	東京都中央区日本橋茅場町●丁目●番●号		
申 出 人 の 表 示	住所 東京都文京区目白台●丁目●番●号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000		
代 理 人 の 表 示	住所 氏名 連絡先 - -		
必要な写しの通数・交付方法	1 通 （ ☒ 窓口で受取 ☐ 郵送 ） 郵送の場合は、宛先（※2）を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書（委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面）に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人（又は代理人）の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利 用 目 的	☒ 金融機関への提出 ☐ その他（ ）		
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。 （申出会社の本店所在地を管轄する登記所） （地方）法務局 宛て			

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法	☐ 窓口交付 ☐ 送付（ ☐ 本店 ☐ 申出人の住所 ☐ 代理人の住所）
------	---

実質的支配者リスト（みほん（1／2））

（日本産業規格A列4番）

実質的支配者情報一覧

（商号） 第一電気機器株式会社

（会社法人等番号） 0000-00-000000

（本店） 東京都中央区日本橋茅場町●丁目●番●号

（作成年月日） 令和4年10月1日

（作成者（代表者）） 法務 太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由（①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください。）（※1）

- ☐ ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第11条第2項第1号参照
- ☒ ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。）：犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等（※2、※3）

1 番	住居	東京都文京区目白台●丁目●番●号	国籍等	日本（※4）その他（※4）	議決権割合	30 % (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ホウム タロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 56年12月18日生		
	氏名 (※6)	法務 太郎	実質的支配者 該当性の添付書面		申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の 本人確認の書面		運転免許証の写し	
2 番	住居	東京都杉並区和泉●丁目●番●号	国籍等	日本（※4）その他（※4）	議決権割合	26 % (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	オツノ ハナコ	生年月日	昭和・平成・西暦 60年10月15日生		
	氏名 (※6)	乙野 花子	実質的支配者 該当性の添付書面		申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の 本人確認の書面		なし	
3 番	住居	東京都豊島区池袋●丁目●番●号	国籍等	日本（※4）その他（※4）	議決権割合	26 % (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ヘイノ サプロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 38年11月12日生		
	氏名 (※6)	丙野 三郎	実質的支配者 該当性の添付書面		申出会社の株主名簿の写し、C社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の 本人確認の書面		なし	

- ※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う（犯収法施行規則第11条第3項）。
- (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- (2) 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- ※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②の場合は、該当者全員を記載する。
- ※3 犯収法施行規則第11条第4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。
- ※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を（ ）内に記載する。
- ※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。
- ※6 外国人の氏名は、アルファベットで表記（漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記可）し、フリガナをカタカナで表記する。

注意書きに従うことで、必要事項を記載することができます。

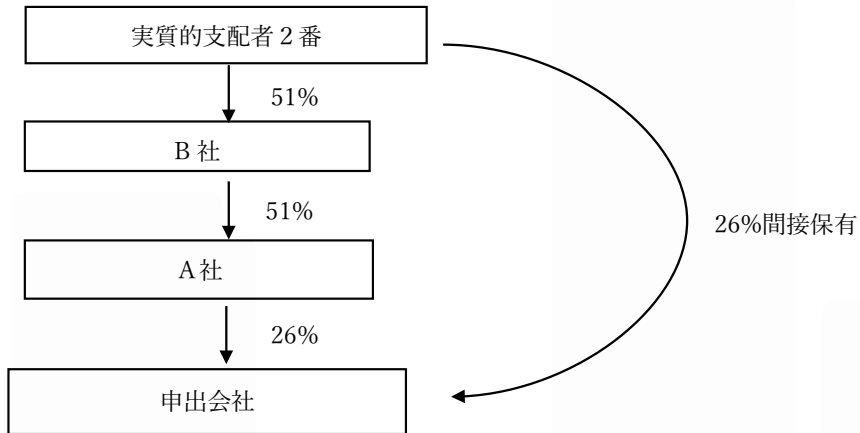
実質的支配者リスト（みほん（2／2））

（別紙）

（日本産業規格 A 列 4 番）

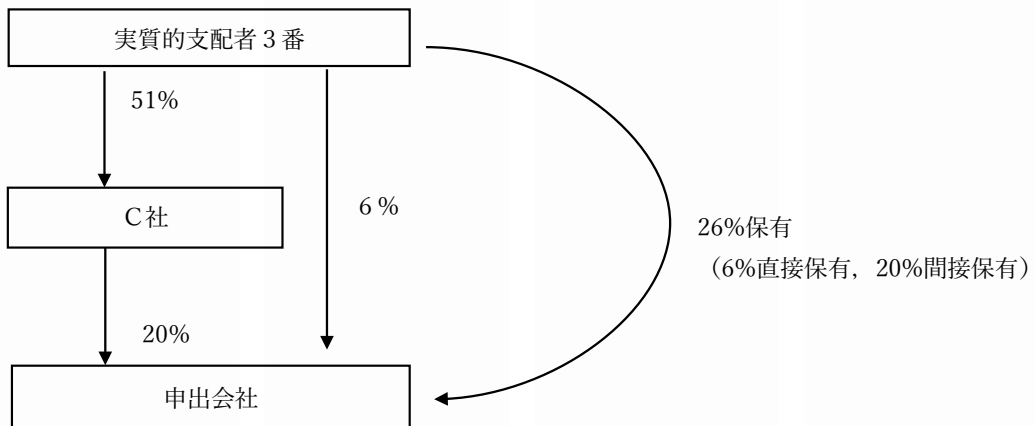
実質的支配者の番号 2番

（支配関係図）



実質的支配者の番号 3番

（支配関係図）



添付書面

1 実質的支配者リストの内容を証する書面

～添付を要する書面（例）～

	書面の名称
①	申出会社の申出日における株主名簿の写し
②	合致していない理由を明らかにする書面 ※ 実質的支配者リストの記載と①の書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成に係る書面の添付が必要です。

①については、**実質的支配者リストの添付書面欄（「実質的支配者該当性の添付書面」欄）**に記載してください。

2 代理権限を証する書面

代理人によって申出をする場合には、添付が必要です。
（委任状については **→ P8 参照**）

3 申出会社の代表者の本人確認書面

【保管及び写しの交付の場合】

申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面の添付が必要です。

※ 申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合は不要です。

～本人確認書面の具体例～

◆ 運転免許証の表裏両面コピー（※）

◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※）

◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など

※ 原本と相違ない旨を記載し、申出会社の代表者が記名します。

※ **送付の方法により写しの交付を求める場合には、送付先を記載した返信用封筒と切手が必要になります。**

委任状（みほん）

委 任 状

（代理人）

住 所 東京都千代田区九段南●丁目●番●号

氏 名 丁野 四郎

私は、上記の者に対し、次の権限を委任する。

- 1 実質的支配者リストの保管及び実質的支配者リストの写しの交付の申出をすること
（希望する実質的支配者リストの写しの交付通数 1 通）
- 2 上記1のほか、実質的支配者リストの保管及び実質的支配者リストの写しの交付の申出に関して必要な一切の権限
- 3 原本還付請求及びその受領に関する一切の権限

令和〇〇 年〇〇 月〇〇 日

（委任者）

本 店 東京都中央区日本橋茅場町●丁目●番●号

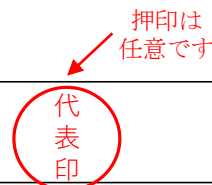
商 号 第一電気機器株式会社

代表者

住 所 東京都文京区目白台●丁目●番●号

資 格 代表取締役

氏 名 法務 太郎



提出前のチェックリスト

1 提出前の確認事項

申出書の確認

- ❑ 申出をする会社は、株式会社又は特例有限会社ですか。
- ❑ 申出人は会社の代表者になっていますか。
- ❑ 提出先の法務局は管轄法務局になっていますか。
- ❑ 申出書のその他記載事項は、正しい内容になっていますか。

実質的支配者リストの確認

- ❑ 申出日前 1 月以内の時点における実質的支配者リストを添付していますか。
- ❑ 記載すべき事項が記載されていますか。
- ❑ 実質的支配者リストの内容については、登記情報、添付書面と合致していますか。

2 本店を管轄する登記所へ提出

管轄法務局の確認

申出をする会社の**本店を管轄する法務局**へ提出してください。
管轄法務局については、次のページをご覧ください。

法務省ホームページに**当制度のQ&A**が掲載されています。
ぜひご利用ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html



管轄法務局一覧（東京法務局）

東京23区

	本店所在地	管轄法務局	住所	代表電話番号
あ	足立区	城北出張所	葛飾区小菅4丁目20番24号	03-3603-4305
	荒川区	北出張所	北区王子6丁目2番66号	03-3912-2608
い	板橋区	板橋出張所	板橋区板橋1-44-6	03-3964-5385
え	江戸川区	江戸川出張所	江戸川区中央1丁目16番2号	03-3654-4156
お	大田区	城南出張所	大田区鶴の木2丁目9番15号	03-3750-6651
か	葛飾区	城北出張所	葛飾区小菅4丁目20番24号	03-3603-4305
き	北区	北出張所	北区王子6丁目2番66号	03-3912-2608
こ	江東区	墨田出張所	墨田区菊川1丁目17番13号	03-3631-1408
し	品川区	品川出張所	品川区広町2丁目1番36号 品川区総合庁舎	03-3774-3446
	渋谷区	渋谷出張所	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎	03-3463-7671
	新宿区	新宿出張所	新宿区北新宿1丁目8番22号	03-3363-7385
す	杉並区	杉並出張所	杉並区今川2丁目1番3号	03-3395-0255
	墨田区	墨田出張所	墨田区菊川1丁目17番13号	03-3631-1408
せ	世田谷区	世田谷出張所	世田谷区若林4丁目22番13号 世田谷合同庁舎2階	03-5481-7519
た	台東区	台東出張所	台東区台東1丁目26番2号	03-3831-0625
ち	中央区	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	千代田区	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
と	豊島区	豊島出張所	豊島区池袋4丁目30番20号 豊島地方合同庁舎	03-3971-1616
な	中野区	中野出張所	中野区野方1丁目34番1号	03-3389-3379
ね	練馬区	練馬出張所	練馬区春日町5丁目35番33号	03-5971-3681
ふ	文京区	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
み	港区	港出張所	港区東麻布2丁目11番11号	03-3586-2181
め	目黒区	渋谷出張所	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎	03-3463-7671

多摩地区・島しょ

	本店所在地	管轄法務局	住所	代表電話番号
あ	青ヶ島村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	昭島市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
	あきる野市	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
い	稲城市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753

	本店所在地	管轄法務局	住所	代表電話番号
お	青梅市	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
	大島町	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	小笠原村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	奥多摩町	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
き	清瀬市	田無出張所	西東京市田無町4丁目16番24号	042-461-1130
く	国立市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
こ	神津島村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	小金井市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
	国分寺市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
	小平市	田無出張所	西東京市田無町4丁目16番24号	042-461-1130
	狛江市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
た	立川市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
	多摩市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
ち	調布市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
と	利島村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	新島村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	西東京市	田無出張所	西東京市田無町4丁目16番24号	042-461-1130
	八王子市	八王子支局	八王子市南大沢2丁目27番地 フレスコ南大沢10・11階	042-670-6240
	八丈町	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	羽村市	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
	東久留米市	田無出張所	西東京市田無町4丁目16番24号	042-461-1130
	東村山市	田無出張所	西東京市田無町4丁目16番24号	042-461-1130
	東大和市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
	日野市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716
	日の出町	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
	檜原村	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
ふ	府中市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
	福生市	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
ま	町田市	町田出張所	町田市森野2丁目28番14号 町田地方合同庁舎	042-722-2414
み	御蔵島村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
	瑞穂町	西多摩支局	福生市南田園3丁目61番地3	042-551-0360
	三鷹市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753
	三宅村	東京法務局	千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎3階	03-5213-1337
む	武蔵野市	府中支局	府中市新町2丁目44番地	042-335-4753 ¹¹
	武蔵村山市	立川出張所	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524-2716